



鳥取県公報

令和5年5月9日（火）
第9496号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（252）（福祉監査指導課）・・・ 2 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（253）（〃）・・・ 2 生活保護法による指定医療機関の休止の届出（254）（〃）・・・ 3 生活保護法による指定介護機関の休止の届出（255）（〃）・・・ 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神科病院の認定 （256）（障がい福祉課）・・・ 4 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（257・258）（企業支援課）・・・ 4 物品売払代金の徴収事務の委託（259）（農業大学校）・・・ 5 物品売払代金の徴収事務の委託（260）（中小家畜試験場）・・・ 6
◇ 内水面漁 管委告示	水産動物の採捕の禁止に関する指示（3）・・・ 6
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・ 6
◇ 正 誤	令和5年3月31日付鳥取県告示第149号中訂正・・・ 7

告 示

鳥取県告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業者の主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会	境港市米川町44	鳥取県済生会訪問看護ステーション白鷗	境港市蓮池町78-1	訪問看護	令和4年5月10日
〃	〃	〃	境港市米川町44	〃	令和5年3月25日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会	境港市米川町44	鳥取県済生会訪問看護ステーション白鷗	境港市蓮池町78-1	介護予防訪問看護	令和4年5月10日
〃	〃	〃	境港市米川町44	〃	令和5年3月25日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
医療法人社団 F O L	米子市富益町3533-2	とみます医科・歯科クリニック居宅介護支援事業所	米子市富益町3533-2	令和5年4月1日

鳥取県告示第253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所	指定に係る事業所	サービスの種類	廃止年月日
-----	------------	----------	----------	---------	-------

	地	の名称	の所在地		
社会福祉法人日翔会	日野郡日野町根雨730	福祉用具貸与販売事業所あいご	日野郡日野町根雨710	福祉用具貸与	令和5年4月30日
医療法人社団悠々	米子市米原九丁目3-10	ヒューマンケア「モモの家」	米子市米原九丁目3-10	認知症対応型通所介護	令和5年3月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人日翔会	日野郡日野町根雨730	福祉用具貸与販売事業所あいご	日野郡日野町根雨710	介護予防福祉用具貸与	令和5年4月30日
医療法人社団悠々	米子市米原九丁目3-10	ヒューマンケア「モモの家」	米子市米原九丁目3-10	介護予防認知症対応型通所介護	令和5年3月31日

鳥取県告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定訪問看護事業等を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	休止年月日
医療法人社団ひだまりクリニック	米子市車尾南一丁目12-41	ひだまり訪問看護ステーション	米子市車尾南一丁目12-41	令和5年3月31日

鳥取県告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
医療法人社団ひだまりクリニック	米子市車尾南一丁目12-41	医療法人社団ひだまりクリニックひだまり訪問看護ステーション	米子市車尾南一丁目12-41	訪問看護	令和5年3月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
医療法人社団ひだまりクリニック	米子市車尾南一丁目12-41	医療法人社団ひだまりクリニックひだまり訪問看護ステーション	米子市車尾南一丁目12-41	介護予防訪問看護	令和5年3月31日

鳥取県告示第256号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第3項の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院を認定したので、次のとおり告示する。

令和5年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	認定期間
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1	令和5年5月1日から 令和8年3月31日まで

鳥取県告示第257号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニクロ鳥取千代水店・開放倉庫鳥取店 鳥取市安長行水226-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹 東京都千代田区丸の内一丁目5-1
鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 影井 克博 鳥取市行徳一丁目103
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称)ユニクロ鳥取店・開放倉庫鳥取店
変更後 ユニクロ鳥取千代水店・開放倉庫鳥取店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
変更前 株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山717-1
変更後 株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山10717-1
- 4 変更年月日
平成30年10月19日ほか
- 5 届出年月日
令和5年4月24日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和5年5月9日から4月間
- 8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第258号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グンゼ開発倉吉商業施設 倉吉市福吉町1365-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
グンゼ開発株式会社 代表取締役 熊田 誠 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目8-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 赤瀬 康宏
変更後 代表取締役 熊田 誠
- 4 変更年月日
令和5年4月1日
- 5 届出年月日
令和5年4月24日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和5年5月9日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局及び倉吉市生活産業部商工観光課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第259号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品及び牛の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
 - (1) 生産品
鳥取中央農業協同組合
せきがね犬狹観光株式会社
地方卸売市場倉吉青果株式会社
大山乳業農業協同組合
鳥取西いなばまちづくり株式会社
株式会社食のみやこ鳥取
 - (2) 牛

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

鳥取県告示第260号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中小家畜試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月9日

鳥取県中小家畜試験場長 青 萩 芳 幸

1 委託の相手

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和5年5月9日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第50条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和5年5月9日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。（定員15人）

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。（定員15人）

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和5年6月15日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒 坂の各警察署の管内に居住す る者
経験者講習		令和5年6月23日 午後1時30分から 午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,900円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

正 誤

令和5年3月31日付鳥取県公報第9485号の鳥取県告示第149号(保安林の指定の解除予定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 5

行 7

誤 日野郡日野町金持字河原田ノ上エ1624の1、字三ノ渡瀬上り1625の1、字カケ横路1638の1

正 日野郡日野町金持字河原田ノ上エ1624の1・字三ノ渡瀬上り1625の1・字カケ横路1638の1 (以上3筆について次の図の示す部分に限る。)

頁 5

行 11

誤 公共施設用地とするため

正 公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)